

令和2年度 第5回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和2年度第5回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年8月5日（水） 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
- 日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の一部取消願に対する意見について
- 日程第8 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 日程第10 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
- 日程第11 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第12 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 出席委員（16名）

2 尾藤元一	3 高橋忠明	4 横尾昇	7 鈴木修三
8 篠原京子	9 星川俊夫	10 高橋博	11 坂上宏
12 眞鍋晴豊	13 鈴木博美	14 高橋藤信	15 鈴木和治

16 鈴木秀幸      17 寺尾悟志      18 則友祝幸      19 石川武将

出席農地利用最適化推進委員（22名）

1 脇 純 樹      2 石 川 茂      3 薦 田 悦 男      4 森 川 雅 之  
5 石 川 俊 治      6 佐 藤 保 之      7 宇 高 勉      9 尾 崎 之 隆  
10 喜 井 仁 志      11 村 上 紘 一      12 三 宅 恒 久      13 紀 井 正 明  
14 受 川 清 男      15 河 村 一 碩      16 合 田 篤 夫      18 眞 鍋 聖 二  
19 川 上 雅 司      20 渡 辺 昇      21 越 智 寧      22 村 上 佳 清  
23 近 藤 良 啓      25 鈴 木 敏 也

欠席委員（3名）

1 大西嘉一郎      5 押条和司朗      6 中泉敏則

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

8 鎌倉静夫      17 鈴木一郎      24 高橋祥志

出席した職員

事務局長 篠原敬三      次 長 石川考太      係 長 大西かおり  
係 長 合田圭      係 長 三村真都華      主 査 金子愛弓

第5回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和2年8月5日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、16名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 嘉一郎 (おおにし よしいちろう) 委員

5番 押条 和司朗 (おすじょう かずしろう) 委員

6番 中泉 敏則 (なかいずみ としのり) 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

8番 鎌倉 静夫 (かまくら しずお) 委員

17番 鈴木 一郎 (すずき いちろう) 委員

24番 高橋 祥志 (たかはし よしゆき) 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

12番 眞鍋 晴豊 (まなべ はるとよ) 委員

13番 鈴木 博美 (すずき ひろよし) 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。三村 真都華 (みむら まどか) 君

三村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

番号1の案件については、令和2年6月4日解約。

番号2の案件については、令和2年5月15日解約。

番号3の案件については、令和2年5月20日解約。

番号4の案件については、令和2年7月9日解約。

番号5の案件については、令和2年7月10日解約。

以上、5件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告は終わりました。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華 (みむら まどか) 君

三村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。許可後は水稻、さといもの栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は果樹、野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は青ネギ、水稻の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。許可後は米、芋の栽培を予定しています。

番号7の案件については、親子間の贈与による所有権移転です。許可後は水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭(けい)君

合田 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は2件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、申請者は、議案第3号番号10の農地を駐車場用地として譲り渡すにあたり、申請者所有の墓地への出入口を確保するための進入路建設です。なお、すでに造成されていますが始末書が提出されています。

番号2の案件については、申請者は現在賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため、相続により取得した申請地に一般個人住宅を建築するものです。なお、すでに造成されていますが始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。委員の方で、補足説明があれば、よろしく

お願いします。

議長 番号1番

委員 特にありません。

議長 番号2番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭(けい)君

合田 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は13件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、受人は現在賃貸住宅に居住していますが、手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号2の案件については、受人は近隣の住民及び申請地周辺に勤務する方から、貸駐車場を求める声が多数あることから、申請地を譲り受けての貸

駐車場建設です。

番号3、4については受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は太陽光の売電により安定的な収入を得るため、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

番号5の案件については、受人は太陽光の売電により安定的な収入を得るため、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

番号6、7、8については受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は、現在賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号9の案件については、受人は個人住宅建築のための土地を探していたが、今回高齢により営農困難となった妻の父の所有する土地を借り受けての一般個人住宅建築です。

番号10の案件については、渡人は高齢により営農困難となり、また受人は同居家族の駐車場スペースを探していたところ、双方の利害が一致し、申請地を譲り受けての露天駐車場建設です。なお、既に造成されていますが、始末書が提出されています。

番号11の案件については、受人は宅地建物取引業を営んでいますが、生活施設にも近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。

番号12の案件については、申請地近辺には工場や会社があり、幹線道路へのアクセスも良好であり、収益も見込まれることから、申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建設です。

番号13、14の案件については受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は宅地建物取引業を営んでいますが、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。

番号15の案件については、受人は不動産業を営んでいますが、申請地近隣では駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けての賃貸露天駐車場建設です。

番号16の案件については、受人は現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号17の案件については、受人が勤務する会社は機械製造業を営んでいますが、昨今の受注増により、工場の新設が急務となり、それに伴い、社員の駐車スペースの確保も必要となったことから、会社に隣接する申請地を受人が購入し、工場、社員駐車場用地として会社へ賃貸するものです。  
以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番  
委員 特に異議ありません。  
議長 8番  
委員 特に異議ありません。  
議長 9番  
委員 特に異議ありません。  
議長 10番  
委員 特に異議ありません。  
議長 11番  
委員 特に異議ありません。  
議長 12番  
委員 特に異議ありません。  
議長 13番  
委員 特に異議ありません。  
議長 14番  
委員 特に異議ありません。  
議長 15番  
委員 特に異議ありません。  
議長 16番  
委員 特に異議ありません。  
議長 17番  
委員 特に異議ありません。  
議長 ほかに、質疑はありませんか。  
委員 (「特になし。」との声)  
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。  
議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」に

ついて、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

議長 次に、議案第4号、議案第5号、議案第6号、については、令和2年3月5日開催の当農業委員会において審議され、その後6月2日に許可となりました案件の事業計画変更に伴う議案で、関連する案件ですので他の議案とは分けて審議をいたします。

「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太（こうた） 君

石川 それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」説明いたします。

事業計画者、転用目的ともに変更はありません。当初の計画面積

36,901.37 m<sup>2</sup>が今回、事業計画の変更により、591.37 m<sup>2</sup>減の36,309.00 m<sup>2</sup>となり、開発区域に変更が生じたため申請するものです。なお、変更する区域については、議案書の最後から4枚目の地図をご覧ください。斜線で示した部分が減少となる区域です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の一部取消願いに対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君

石川 それでは、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の一部取消願いに対する意見について」を説明いたします。

「一部取り消し願いの申請地」については、令和2年6月2日付け東産(地5)第196号で、農地転用の許可が下りていましたが、議案第4号で説明したとおり、事業計画変更による減少面積591㎡に相当する部分3筆の許可取り消し願いです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 事業計画の変更による土地が許可取り消しとなった場合、通常、農地法第

5条第1項の規定により許可されているため、所有権の移転が既にされているが、元の所有者に所有権は戻るのでしょうか。

石川 所有権は元の所有者に戻っております。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取り消し願ひに対する意見について」原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

議長 日程第8、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君

石川 それでは、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請地2件については、議案第5号で「許可後の許可取り消し願ひ」が提出されている部分の案件です。両案件とも、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件については、受人は現在工場建設が計画されている隣接地に居住していますが、現在この計画に基づき立ち退きを要請されており、現在の住居にも近く、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

番号2の案件についても、番号1の案件と同様で、同計画において立ち退

きを要請されており、現在の住居にも近く、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に進達いたします。

議長 日程第9、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華(まどか)君

三村 それでは、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、4年10ヶ月の賃貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、3年間の賃貸借です。

番号4の案件については、5年間の賃貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、3年間の賃貸借です。

番号7と8については再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号7番から8番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。  
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 経営面積が0（ゼロ）ということですが、申請前には農地を借り受けての耕作実績があり、今回、定年退職されるということで、農地拡大のため、また耕作意欲も充分ありますので、問題ないのではないかと思います。

議長 番号7番から8番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）」について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議長 日程第10、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 真都華（まどか）君

三村 それでは、議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定される要件を満たす認定農業者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。取得後は水稲、里芋の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第8号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

（所有権移転）」について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員（挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議長 日程第11、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について」説明いたします。

番号1については、申請人より、賃貸共同住宅として使用するため、払い下げを受け、所有地の一体利用地として利用する予定です。尚、用途廃止される水路については、代替水路を建設し、市に寄附する予定となっております。

番号2の案件については、先ほど、議案書8ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号6～7で説明した「個人住宅建設」の関連案件です。申請人より、個人住宅として使用するため、払い下げを受け、所有地の一体利用地として利用する予定です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 これについて、4月の総会において、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号32の案件で、農地から転用の許可をしていることと、代替水路を寄附することなので、問題ないと思います。

議長 2番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。

議長 日程第12、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 かおり 君

大西 それでは、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については、個別除外の案件です。申請者は県外に家族4人で居住していますが、市内へ転勤の内示があり、経済的・将来的なことを考え、市内で新居を構えようと計画しています。妻の両親、祖父母は農業を営んでおり、農繁期には申請者夫婦も農作業の手伝いを考えているため、妻の実家の近くに住むことを条件に農地以外の土地を探しましたが見つからず、また、申請者夫婦とその両親が所有する土地もなく、申請者の妻の祖父が所有する土地の中から、複数検討しましたが、除外申請地以外に利用できる土地がなかったため、やむを得ず農振農用地区域からの除外を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

- 議長 これより、質疑にはいります。
- 議長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、変更しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。
- 議長 よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とし、市へ答申いたします。
- 議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
- 議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。
- 局長 (事務報告)
- 議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
- 議長 これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
- 議長 ご協力、ありがとうございました。
- 局長 ご起立願います。
- 局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:15)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

---

委 員 真 鍋 晴 豊

---

委 員 鈴 木 博 美

---